

事業契約書(案) 新旧対照表
(令和4年(2022年)9月22日修正)

新	旧
<p>目次</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>第91条(利益の還元)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>別紙10 PCB含有塗膜の処理における遵守事項</u></p>	<p>目次</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>第91条(<u>プロフィットシェアリング</u>)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
<p>(利益の還元)</p> <p>第91条 PFI事業者は、運営事業期間において、毎事業年度に本事業の実施により得られる利益が別紙3に定める条件を満たした場合、その利益の一部を別紙3に定める方法により市に支払わなければならない。</p>	<p>(<u>プロフィットシェアリング</u>)</p> <p>第91条 PFI事業者は、運営事業期間において、毎事業年度に本事業の実施により得られる利益が、別紙3のうちPFI事業者の利益の市への還元に定める条件を満たした場合、その利益の一部を別紙3のうち還元額の算定方法及び還元率に定める方法により市に支払わなければならない。</p>
<p>(その他特約事項)</p> <p>第131条 PFI事業者は、本契約について、別紙8に定める八王子市の契約からの暴力団等排除措置に関する特約、別紙9に定める自動車使用における遵守事項及び別紙10に定めるPCB含有塗膜の処理における遵守事項が適用されることを確認する。</p>	<p>(その他特約事項)</p> <p>第131条 PFI事業者は、本契約について、別紙8に定める八王子市の契約からの暴力団等排除措置に関する特約及び別紙9に定める自動車使用における遵守事項が適用されることを確認する。</p>
<p>別紙5 PFI事業者が付保する保険等</p> <p>2. 維持管理及び運営業務等にかかる保険</p> <p>(6) ボランティア保険</p> <p>③ 付保条件</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>・保険金額: 死亡・後遺傷害保険金額 10,500千円</p>	<p>別紙5 PFI事業者が付保する保険等</p> <p>2. 維持管理及び運営業務等にかかる保険</p> <p>(6) ボランティア保険</p> <p>③ 付保条件</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>・保険金額: 死亡・後遺傷害保険金額 10,500万円</p>

新	旧
<p data-bbox="163 212 745 244"><u>別紙10 PCB含有塗膜の処理における遵守事項</u></p> <p data-bbox="163 308 1126 579"><u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第3条第2項の規定により、所有事業者は、確実にポリ塩化ビフェニル使用製品(以下「PCB使用製品」という。)を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去(以下「廃棄等」という。)するよう努めなければならない、廃棄等されて生じたポリ塩化ビフェニル廃棄物は、同条第1項の規定により、保管事業者が自らの責任において確実にかつ適正に処理しなければならないと定められている。</u></p> <p data-bbox="163 595 1126 866"><u>このことから、本契約の履行においても、PCBを含有した塗膜(以下「PCB含有塗膜」という。)の処理を確実にかつ適正に行うため、PCB含有塗膜の処理に係る業務については、本契約の他の規定にかかわらず、市と、PCB含有塗膜を収集運搬及び処分する者との間で、委託契約を締結するものとする。なお、当該業務に係る契約代金については、本契約に基づくサービス対価に含まれている為、別途市からの支払いは発生しない。</u></p>	<p data-bbox="1592 451 1671 483">(新設)</p>